

令和8年5月29日 開会

令和8年 第2回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

## 目 次

1	議第28号	寒河江市農業委員会委員の任命について	1
2	議第29号	寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
3	報告第2号	令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	4
4	報告第3号	令和7年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	14
5	報告第4号	令和7年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について	16
6	報告第5号	令和7年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について	18
7	議第30号	都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整 備工事請負契約の締結について	20
8	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度寒河江 市一般会計補正予算（第2号））	22
9	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度寒河江 市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	23
10	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例 の一部を改正する条例）	24
11	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画 税条例の一部を改正する条例）	39
12	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康 保険税条例の一部を改正する条例）	43
13	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市介護保険 条例の一部を改正する条例）	51

14	議第31号	令和8年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）	別冊
15	議第32号	令和8年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
16	議第33号	市道路線の変更について	54
17	議第34号	市道路線の認定について	56

議第28号

寒河江市農業委員会委員の任命について

寒河江市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

安孫子 智	五十嵐 博志	氏家 理香
大泉 孝彦	鬼海 和幸	木村 三紀
熊坂 省吾	郷野 富司男	後藤 孝好
鈴木 浩之	高橋 憲明	西尾 沙織
芳賀 孝博	芳賀 宏	原田 義人
布施 功子	眞木 早百合	山田 和義

(敬称略)

理 由

寒河江市農業委員会委員が任期満了になることに伴い、新たに任命しようとするものである。

議第 29 号

寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 29 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

高 橋 雅 幸 (敬称略)

理 由

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち 1 名の任期満了に伴い、再任しようとするものである。

報告第2号

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、  
令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	新寒河江温泉管理 事業	3,674,000	2,882,000					2,882,000
2 総務費	1 総務管理費	地域づくり推進事 業	10,367,000	10,367,000		4,933,000		500,000	4,934,000
2 総務費	1 総務管理費	まち・ひと・しごと 創生事業	11,300,000	11,300,000		5,650,000			5,650,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台 帳費	戸籍住民基本台帳 事務事業	5,852,000	5,852,000		5,852,000			
3 民生費	1 社会福祉費	国民年金事業	367,000	366,300		321,000			45,300
3 民生費	2 児童福祉費	次世代子育てステ ーション運営事業	11,500,000	11,500,000		5,750,000			5,750,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て 応援手当支給事業	123,575,000	4,188,000		4,188,000			
6 農林水産業 費	1 農業費	新規就農者等育成 推進事業	6,756,000	6,756,000		2,378,000			4,378,000
6 農林水産業 費	1 農業費	水田農業経営確立 対策事業	13,050,000	13,050,000		6,525,000			6,525,000

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	果樹園芸作物等生産振興対策事業	39,384,000	39,384,000		19,692,000			19,692,000
6 農林水産業費	1 農業費	農産物ブランド化推進事業	3,070,000	3,070,000		1,535,000			1,535,000
6 農林水産業費	1 農業費	さくらんぼ労力確保対策事業	792,000	792,000		396,000			396,000
6 農林水産業費	1 農業費	6次産業化推進事業	3,300,000	3,300,000		1,650,000			1,650,000
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業	4,370,000	4,369,750					4,369,750
6 農林水産業費	2 林業費	いこいの森管理事業	160,633,000	160,633,000		80,316,000	80,300,000		17,000
7 商工費	1 商工費	技術振興販路拡大推進事業	5,303,000	5,303,000		2,651,000			2,652,000
7 商工費	1 商工費	中心市街地エリアイノベーション促進事業	15,000,000	15,000,000		7,500,000			7,500,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策地域商品券事業	428,135,000	428,135,000		408,626,000			19,509,000

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	まつり振興事業	42,700,000	42,700,000		21,350,000			21,350,000
7 商工費	1 商工費	観光物産振興事業	7,500,000	7,500,000		3,750,000			3,750,000
7 商工費	1 商工費	観光情報発信事業	372,000	372,000		186,000			186,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	164,250,000	143,040,500		72,242,000	48,800,000		21,998,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	舗装整備事業(単独)	19,820,000	19,819,800			19,800,000		19,800
8 土木費	2 道路橋りょう費	側溝整備事業	44,696,000	44,695,700			44,600,000		95,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(単独)	22,000,000	22,000,000			19,800,000		2,200,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金)	347,688,000	347,688,000		181,371,000	154,700,000		11,617,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	15,000,000	15,000,000			13,500,000		1,500,000

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	河川総務管理事業	50,565,000	50,565,000			49,600,000		965,000
8 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	39,028,000	38,918,000		13,519,000	12,800,000		12,599,000
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	11,976,000	11,975,041			11,900,000		75,041
9 消防費	1 消防費	防災対策事業	40,130,000	34,777,835		10,310,000	16,900,000		7,567,835
10 教育費	1 教育総務費	教育委員会事務局 管理事業	80,000	21,440		21,440			
10 教育費	1 教育総務費	コミュニティ・ス クール推進事業	7,065,000	7,065,000		3,532,000			3,533,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	25,704,000	25,704,000		8,074,000	17,400,000		230,000
10 教育費	5 保健体育費	体育施設整備事業	236,060,000	236,060,000		118,030,000	118,000,000		30,000

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳	
2 総務費	1 総務管理費	5 財産管理費	1 2 委託料	3,674,000	2,882,000	一般財源	2,882,000
			合計	3,674,000	2,882,000	合計	2,882,000
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	1 2 委託料	11,000,000	11,000,000	国庫支出金	10,583,000 (未収入)
			1 8 負担金、補助 及び交付金	10,667,000	10,667,000	繰入金	500,000 (未収入)
			合計	21,667,000	21,667,000	一般財源	10,584,000
						合計	21,667,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳 費	1 戸籍住民基本台 帳費	1 2 委託料	5,852,000	5,852,000	国庫支出金	5,852,000 (未収入)
			合計	5,852,000	5,852,000	合計	5,852,000
3 民生費	1 社会福祉費	2 国民年金費	1 2 委託料	367,000	366,300	国庫支出金	321,000 (未収入)
			合計	367,000	366,300	一般財源	45,300
						合計	366,300
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	3 職員手当等	923,000		国庫支出金	9,938,000 (未収入)
			1 0 需用費	454,000	194,000	一般財源	5,750,000
			消耗品費	260,000		合計	15,688,000
			印刷製本費	194,000	194,000		
			1 1 役務費	1,171,000	394,000		
			1 2 委託料	11,500,000	11,500,000		
			1 3 使用料及び賃借料	27,000			
			1 9 扶助費	121,000,000	3,600,000		
			合計	135,075,000	15,688,000		

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業総務費	18 負担金、補助及び交付金	6,756,000	6,756,000	国庫支出金 2,378,000 (未収入) 一般財源 4,378,000 合計 6,756,000
			合計	6,756,000	6,756,000	
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	7 報償費	40,000	40,000	国庫支出金 29,798,000 (未収入) 一般財源 29,798,000 合計 59,596,000
			10 需用費	202,000	202,000	
			消耗品費	202,000	202,000	
			18 負担金、補助及び交付金	59,354,000	59,354,000	
			合計	59,596,000	59,596,000	
6 農林水産業費	1 農業費	6 地籍調査費	12 委託料	4,370,000	4,369,750	一般財源 4,369,750 合計 4,369,750
			合計	4,370,000	4,369,750	
6 農林水産業費	2 林業費	1 林業振興費	14 工事請負費	160,633,000	160,633,000	国庫支出金 80,316,000 (未収入) 市債 80,300,000 (未収入) 一般財源 17,000
			合計	160,633,000	160,633,000	合計 160,633,000
7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	11 役務費	365,000	365,000	国庫支出金 379,496,000 (未収入) 県支出金 39,281,000 (未収入)
			12 委託料	16,803,000	16,803,000	一般財源 29,661,000
			13 使用料及び賃借料	1,980,000	1,980,000	合計 448,438,000
			18 負担金、補助及び交付金	429,290,000	429,290,000	
			合計	448,438,000	448,438,000	

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳	
7 商工費	1 商工費	4 観光費	1 2 委託料	7,872,000	7,872,000	国庫支出金	25,286,000 (未収入)
			1 8 負担金、補助 及び交付金	42,700,000	42,700,000	一般財源	25,286,000
			合 計	50,572,000	50,572,000	合 計	50,572,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう費	1 2 委託料	110,100,000	109,984,500	国庫支出金	72,242,000 (未収入)
			1 4 工事請負費	53,884,000	33,056,000	市 債	48,800,000 (未収入)
			1 8 負担金、補助 及び交付金	266,000		一般財源	21,998,500
			合 計	164,250,000	143,040,500	合 計	143,040,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	1 2 委託料	4,839,000	4,838,700	市 債	64,400,000 (未収入)
			1 4 工事請負費	59,677,000	59,676,800	一般財源	115,500
			合 計	64,516,000	64,515,500	合 計	64,515,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	1 2 委託料	17,171,000	17,171,000	国庫支出金	181,371,000 (未収入)
			1 4 工事請負費	351,517,000	351,517,000	市 債	174,500,000 (未収入)
			2 1 補償、補填及び 賠償金	1,000,000	1,000,000	一般財源	13,817,000
			合 計	369,688,000	369,688,000	合 計	369,688,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	4 交通安全施設整 備費	1 4 工事請負費	15,000,000	15,000,000	市 債	13,500,000 (未収入)
			合 計	15,000,000	15,000,000	一般財源	1,500,000
						合 計	15,000,000

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳	
8 土木費	3 河川費	1 河川総務費	1 4 工事請負費	50,565,000	50,565,000	市 債	49,600,000 (未収入)
			合 計	50,565,000	50,565,000	一 般 財 源	965,000
8 土木費	4 都市計画費	2 公園費	1 4 工事請負費	27,148,000	27,038,000	合 計	50,565,000
			1 7 備品購入費	11,880,000	11,880,000	国庫支出金	13,519,000 (未収入)
			合 計	39,028,000	38,918,000	市 債	12,800,000 (未収入)
9 消防費	1 消防費	3 消防施設費	1 7 備品購入費	11,976,000	11,975,041	一 般 財 源	12,599,000
			合 計	11,976,000	11,975,041	合 計	38,918,000
9 消防費	1 消防費	5 災害対策費	1 2 委託料	880,000	880,000	市 債	11,900,000 (未収入)
			1 4 工事請負費	4,840,000	4,840,000	一 般 財 源	75,041
			1 7 備品購入費	14,910,000	14,910,000	合 計	11,975,041
			1 8 負担金、補助 及び交付金	19,500,000	14,147,835	国庫支出金	10,310,000 (未収入)
			合 計	40,130,000	34,777,835	市 債	16,900,000 (未収入)
1 0 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	1 0 需用費	80,000	21,440	一 般 財 源	7,567,835
			消耗品費	80,000	21,440	合 計	34,777,835
			合 計	80,000	21,440	国庫支出金	21,440 (未収入)

令和7年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳	
10 教育費	1 教育総務費	3 教育指導援助費	10 需用費	70,000	70,000	国庫支出金	3,532,000 (未収入)
			消耗品費	70,000	70,000	一般財源	3,533,000
			12 委託料	1,500,000	1,500,000	合計	7,065,000
			17 備品購入費	5,495,000	5,495,000		
			合計	7,065,000	7,065,000		
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	14 工事請負費	25,704,000	25,704,000	国庫支出金	8,074,000 (未収入)
			合計	25,704,000	25,704,000	市債	17,400,000 (未収入)
						一般財源	230,000
						合計	25,704,000
10 教育費	5 保健体育費	1 保健体育総務費	12 委託料	27,060,000	27,060,000	国庫支出金	118,030,000 (未収入)
			14 工事請負費	209,000,000	209,000,000	市債	118,000,000 (未収入)
			合計	236,060,000	236,060,000	一般財源	30,000
						合計	236,060,000

報告第3号

令和7年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、  
令和7年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

令和7年度 寒河江市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義 務発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	1	水道施設 更新事業	106,458,000		106,458,000	26,969,000		79,489,000			令和7年度内の 完成ができな かったため
合計			106,458,000		106,458,000	26,969,000		79,489,000			

報告第4号

令和7年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、  
令和7年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

令和7年度 寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義 務発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水管路整備 事業	183,700,000		183,700,000	35,000,000	139,400,000	9,300,000			令和7年度内の 完了ができな かったため
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水排水整備 事業	13,970,000		13,970,000	5,100,000		8,870,000			令和7年度内の 完了ができな かったため
1 資本的支出	1 建設改良費	寒河江市浄化 センター施設 等整備事業	153,000,000		153,000,000	84,150,000	61,200,000	7,650,000			令和7年度内の 完了ができな かったため
合計			350,670,000		350,670,000	124,250,000	200,600,000	25,820,000			

報告第5号

令和7年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、  
令和7年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

令和7年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国庫支出金	地方債	その他		
2	1	まち・ひと・しごと創生事業	50,000,000		50,000,000		50,000,000		25,000,000			25,000,000	蒸留器製造時の原材料調達及び航路変更により出荷後の海上輸送に不測の時間を要したため。

令和7年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	支出負担行為額	左の内訳		翌年度繰越額	繰越額の財源内訳
					支出済額	支出未済額		
2	1	6	18	50,000,000		50,000,000	50,000,000	国庫支出金 25,000,000 (未収入)
			負担金、補助及び交付金					一般財源 25,000,000
			合計	50,000,000		50,000,000	50,000,000	合計 50,000,000

議第30号

都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整備工事請負  
契約の締結について

都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整備工事施行のため、  
次の請負契約を締結する。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

- 1 契約の目的 都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 金587,400,000円

内訳  
工事代金 534,000,000円  
取引に係る消費税及び地方消費税の額 53,400,000円

- 4 契約の相手方 寒河江市大字日田360番地  
國井・伊藤・佐藤特定建設工事共同企業体  
國井建設株式会社 代表取締役 國井洋介
- 5 工 期 着 工 本契約移行の日の翌日から  
完 成 令和9年3月26日

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険特別会計に対する繰出金追加のため、令和8年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

令和8年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援納付金分の徴収開始に伴い納付金を計上するため、令和8年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第5号

寒河江市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙  
のとおり寒河江市市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年3月31日

寒河江市長 齋藤真朗

## 寒河江市市税条例の一部を改正する条例

寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「理由により種別割」を「事由により軽自動車税」に改める。

第10条中「第57条、第69条の7第1項」を「第57条」に、「については」を「については、」に改め、同条第2号及び第3号中「第69条の7第1項の申告書、第86条第1項」を「第86条第1項」に改める。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に、「という」を「という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。」に改める。

第27条第1項ただし書中「及び第28条の3第1項」を「並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に、「限る。次条第1項において同じ。」を「限る。」に改め、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）

（退職手当等（第42条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第52条中「又は家屋及び」を「、家屋又は」に、「額が土地」を「額が土地又は家屋」に、「30万円、家屋にあつては20万円」を「30万円」に、「150万円」を「180万円」に改める。

第53条の2第2項第4号中「なった」を「なつた」に改め、同条第4項中「あつて」を「あつて」に改める。

第61条第1項第4号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第64条の2第1項第1号中「あつて」を「あつて」に改め、同項第4号中「なった」を「なつた」に改める。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第69条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条の2第2項中「あった」を「あつた」に、「者を3輪以上の軽自動車の取得者又は」を「者を」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の4から第69条の9までを削る。

第70条（見出しを含む。）、第71条（見出しを含む。）、第72条（見出しを含む。）及び第74条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項中「については施行規則第33号の4の2様式」を「にあつては施行規則第33号の4様式」に、「については施行規則第33号の5様式」を「にあつては施行規則第33号の5様式」に改め、同条第3項中「については施行規則第33号の4の2様式」を「にあつては施行規則第33号の4様式」に、「については施行規則第34号様式」を「にあつては施行規則第34号様式」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に改める。

第77条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条第2項中「第69条第3項ただし書」を「第69条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に改め、同条第7項中「若しくは」を「、若しくは」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に、「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に、「第19条」を「第19条第1項」に、

「同条中」を「同項中」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第4条の4中同条各号列記以外の部分中「附則第16条の2第1項」を「附則第16条の2第1項、附則第16条の3第1項」に改める。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に、「附則第4条の5」を「附則第4条の4」に改める。

附則第6条の2中「附則第7条の2第4項」を「附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則

第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項を同条第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第7条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する

基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別

附則第12条の2から第12条の6までを削る。

附則第13条の見出し中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「この項及び次項」を「この項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削る。

附則第13条の2の見出し中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項中「軽自動車の種別割」を「軽自動車税」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第13条の3第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第13条の4第3項第2号中「附則第4条の3第1項、附則第4条の3の

2第1項」を「附則第4条の3第1項」に、「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第14条第3項第2号中「附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に、「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第14条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第15条第5項第2号中「附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に、「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第16条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の

2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

する。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第17条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに附則第3条の改正規定及び附則第4条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

- (2) 第52条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 附則第6条の2の改正規定及び附則第14条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の寒河江市市税条例（以下「新条例」という。）

第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の寒河江市市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の寒河江市市税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等

をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第14条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第14条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第52条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方

税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に旧法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- （軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 寒河江市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市都市計画税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第6号

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙  
のとおり寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年3月31日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

## 寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例

寒河江市都市計画税条例（昭和32年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第41項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第40項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第4項の見出し及び同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の

構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別

附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の寒河江市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第7号

寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年3月31日

寒河江市長 齋藤真朗

## 寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険税条例（昭和37年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「）及び」を「）、」に、「〔「介護納付金」という。〕」を「〔「介護納付金」という。〕及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）〕」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」を「属する国民健康保険の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第6条の2第1号中「第8条の3」を「第8条の3、第10条の7」に改める。  
第10条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の4 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の5 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の6 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第10条の7 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第11条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に、「17万円)」を「17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」に改め、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以

上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

（イ） 特定世帯 280円

（ウ） 特定継続世帯 420円

第11条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（イ） 特定世帯 200円

（ウ） 特定継続世帯 300円

第11条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第11条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 475円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第11条第4項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「の被保険者均等割額）は」を「の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被

保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第11条に次の1項を加える。

- 5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項及び前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第9条」を「第9条、第10条の4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の寒河江市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市介護保険条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第8号

寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙  
のとおり寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年3月31日

寒河江市長 齋藤真朗

## 寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例

寒河江市介護保険条例（平成12年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免特例）

第7条 市長は、令和8年度分の保険料について、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市町村民税が課されていない者として判定する保険料率まで減免することができる。

(1) 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の規定により市町村民税が課される者として判定される者のうち、令和7年度分の市町村民税が課されていない者又は寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）で定めるところにより市民税の全額を減免された者（市民税の賦課期日において寒河江市に住所を有しない者を除く。）

(2) その他市長が認める者

2 前項の規定による減免は、第8条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 33 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、別紙のとおり市道の路線を変更する。

令和 8 年 5 月 29 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

路線 番号	路線名	起 点		摘要
		終 点		
20384	柴橋12号線	変更前	寒河江市大字柴橋字下鎌1045番12	
			寒河江市大字柴橋字下鎌1037番29	
		変更後	寒河江市大字柴橋字下鎌1045番12	
			寒河江市大字柴橋字下鎌1049番1	

理 由

開発行為により、1路線の終点を変更しようとするものである。

議第34号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定する。

令和8年5月29日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

路線 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10314	西浦10号線	寒河江市大字高屋字西浦61番2	
		寒河江市大字高屋字西浦61番26	
10315	末広町6号線	寒河江市南町一丁目1番22	
		寒河江市南町一丁目1番18	

#### 理 由

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、2路線を認定しようとするものである。